

学校保健安全法における感染症の取り扱いについて

学校保健安全法で定められた感染症にかかった場合、あるいはかかっている疑いがあるときは、学校保健安全法の規定により出席停止となります。出席停止となる病名及び出席停止期間の基準については下記のとおりです。登校の際は、登校許可証明書を医師に記入していただき、担任までご提出をお願いします。

<学校保健安全法における感染症とその出席停止期間>

【第1種】治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ

【第2種】感染症の種類によって出席停止の期間が異なる

インフルエンザ (鳥インフルエンザ・新型を除く)	発症した後 <u>5日</u> を経過し、かつ解熱した後 <u>2日</u> を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または <u>5日間</u> の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後、 <u>3日</u> を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下線または舌下腺の腫脹が発現した後 <u>5日</u> を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで

※出席停止期間「〇〇した後△日を経過するまで」の算定方法 例)「解熱した後2日を経過するまで」

月曜日に解熱した場合、火曜日(解熱後1日目)→水曜日(解熱後2日目)→木曜日に登校可能となります。

【第3種】病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑(りんご病)、手足口病、伝染性膿痂疹(とびひ)、ヘルパンギーナ、A型肝炎等)

淑徳 SC 中等部高等部 学校長殿

登校許可証明書

中等部 ・ 高等部 _____ 年 _____ 組

氏名 _____

上記の者は学校保健安全法における感染症(_____)により安静加療中でしたが、感染の恐れがなくなったため _____ 月 _____ 日より登校を許可します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医師氏名

